

各論点に対する各委員からの意見

(第4回ガス安全小委員会(平成26年6月9日)での発言及び同小委員会後提出意見)

1. 全体に対する意見について

【(一財)日本ガス機器検査協会 秋山委員】

○安全に対する議論を十分煮詰めてから、制度全体を決定すべきである。拙速でなく、ガス安全技術に関わる学者、経験者、消費者、事業者などで、専門検討機関を設置・検討し、そのうえでガス安全小委員会にかけると、十分時間をかけて、方向を出していただきたい。安全レベルを高度に高めてきた、事業者、消費者、行政はじめ多くの関係者の努力を尊重し、新たな制度になっても、それぞれの役割を持つ当事者が全体として、取り組みを弱めることがないようにする必要がある。

都市ガスと電気は公益性やエネルギー関連のネットワークであることなどは共通であるが、保安業務の実態については全く異なっており、また東日本大震災の影響など、両事業の状況は大きく異なっていることから、同時スタートにこだわるべきでない。

新規参入がしやすいよう、保安の負担を軽くすることで、現状の安全レベルの後退やガス安全高度化計画達成を困難にするような制度設計にすべきでない。新ガス小売り事業者が、保安に対する自覚や責任感もなく、安易に参入できれば撤退も容易であり、簡単に撤退するようであれば、利用者は不便かつ安全上のリスクも増大するので、そのようなことがないように、小売り事業に求められる保安体制を確立した新ガス小売り事業者が進出し、安全・安心を前提とした健全な競合が起こることが重要である。

【名古屋大学 梅村委員】

○概念的課題点：航空宇宙機産業では、経済性(ペイロード極大化+燃費節約)より機体の軽量化が絶対的な要求であり、安全率 ~ 1 の設計をしているために、安全性(信頼性)と経済性とが不可分な関係になっている。(そのため、見かけと異なり、実績に重きを置く極めて保守的な世界)。本件は、この関係が当てはまらない可能性があるのととても悩ましい問題だと思っています。

確かに、競争原理による淘汰は、安全性を高めると予想されるが、淘汰の効果が現れるには時間がかかります。その間の様々な事象の発生を許容(期待)するのが淘汰の概念です。これに対して、保安は、今日明日の問題であり、安全高度化計画においても短期間の目標設定を行い、実現への道筋を描いています。従って、淘汰(不確実性)を持ち込んで保安を議論するのは極力避けたいと思います。

現状認識：ガスシステム改革小委員会の意見を読んでも、安全性を確保した制度設計の重要性は皆さんが述べているところです。

「ガス事業者による長年の努力により構築された保安や災害対応の体制が損なわれず、十分に活かされるようなシステム改革とすべき」

これまでのガス業界の保安に対する取り組みの実績があり、それにより、海外に類を見ない安全高度化計画を立てることを可能にしてきた。特に、自主保安で培った保安体制、知識、

経験は重要であり、それを活かした制度設計をし、安全高度化計画を推進していくべきである。

論点議論に際しての期待：上記の認識が正しいとして、下記のように考えています。

保安は、方法論と実践の問題であるから、抽象論を極力排除する。できれば、ガス事業者および新規参入事業者側から積極的に発言してもらい、各論点での議論を具体化する。前提として、自由化の大枠の中で考えなければいけないとする。論点1、2、3については、変更したときに生じる可能性のある保安上の問題点と利点を、ガス事業者および新規参入事業者側から、実績に基づいた具体的な事例を挙げて説明してもらい、十分な判断材料を得た後に、最適解を見つけ出すための議論を行う。その結果、もし全の論点において自由化の前提を覆す解しか出てこなければ、前提が不都合である。

どれも責任をもってきちんと機能が果たされる仕組みになる解が最適解である。ただし、現状では需要家の保安責任が具体的に何を指すかが曖昧で、大きな不安材料になっていると思います。需要家の保安責任について国からの説明も必要かと思います。要するに、皆さんに納得していただける決着の付け方をするのが一番大事であろう。

【主婦連合会 大河内委員】

○電気や、ガス事業が独占的に行われてきたということは、制度として競争を入れることによって、消費者が利益を得られることが少ない分野であるとの考えがあったためではないかと思うが、現行の制度で長い時間が経過し、3. 11があつて、独占していることの弊害もたくさんあるのだと思った。そのような中で、自由化を進めることには理解を得られているのだと思うが、電気はともかく、ガスについては問題になっていることがほとんどないし、一般の家庭の人達がそのように感じていない時に、家庭用まで自由化することにどのような良いことがあるのか想像できない。何が起きるか想像できないので、自由化そのものに不安を感じている。ましてガスの保安については一つの家庭だけでなく、周辺にも大きな影響を及ぼすので、更に自由化を心配していることを是非ご理解いただきたい。

○これまでに自由化した消費者は約一百万件ですが、今回は家庭需要家を中心として約二千万以上以上が自由化される議論がされています。全ての家庭に影響のあるガス保安を議論する委員会に、参加する重責を感じています。家庭需要家は、ガス保安について以下の不安点があります。

- ・ガス保安は、製造所—道路—敷地—建物—消費機器まで危険なガスが、地下や床下や壁中など目に見えないガス管を通して流れていること。
- ・日本は地震国です。3月12日にニューヨークのガス事故でマンションが倒壊し、ビル所有者やガス供給会社が訴えられたとの報道もあり、地震時も含めガス漏れや不完全燃焼中毒などガス災害は広範囲に大きな影響を及ぼす事故が皆無ではないこと。
- ・自由化対象が、これまで以上に人家が密集し高層化する地域まで広がりマンションや点在する空家の存在などから、保安責任の所在が複雑化する懸念があること。

自由化で競争が起きても、ガスは安いから大量に使用するとは考え難く、また都市ガスの場合は、家庭需要家はガス管のある地域に限られるので件数拡大も見込めません。そうなると家庭需要家を新ガス小売事業者が奪い合う構図になります。営業では競争し保安は分担でと

というのは難しいと思います。保安知識のない家庭の保安が、新ガス小売事業者間で競争の対象となり、保安が様々な事業者によるコストダウン競争につながり保安水準が低下することがないように、ガス保安の維持・向上をさせて安全高度化目標を達成するべきだと思います。

○緊急時には敷地内配管の図面や過去の保安点検記録を持っていることが必要です。家の中まで立ち入るので、道路から器具の範囲、緊急と点検を分割せず、今まで通り信頼できる地元で顔の見える新ガス導管事業者が一括して保安責任を担うべきだと思います。

【(一社)全国LPガス協会 立原委員】

○保安を拙速に決める必要はないのではないかという意見が出ているが、やはり最終的には消費者の安全担保が最大限の目的である。当協会としても、拙速に決める必要はないと考えている。ただ、ある程度、競争原理を入れることにより、消費者の利益に繋がるのではないかと考えている。LPガスに関しては、販売店自らが担う又は保安機関に委託する違いはあっても最終的に販売店が責任を持つ形で仕事をさせていただいているので、都市ガス事業を自由化する際には、ここでいう灯内内管についても、都市ガスの工事業者とLPガスの工事業者を最終的にはイコールフットイングにしていきたい。LPガスの場合は、設備工事等の国家資格を保有すれば宅内の器具などの交換・調査ができたり、取付工事ができるが、都市ガスには色々な形の社内基準等により色々な形の資格がある。一できたら、消費者の安全の担保を大前提とした上で、このような資格を共通化し、消費者が自由に工事業者を選択することで消費者が利益を得られるようにしていきたいと思っている。

○お客様の選択肢を増やすために、都市ガスも液化石油ガス設備士のような国家資格制度を検討していただき、資格を持った者が全国共通に工事をできるようにするべき。現在、液化石油ガス法では液化石油ガス設備工事の作業は液化石油ガス設備士免状の交付を受ければ、全国どこでも工事を請負うことができるようになっている。一方、ガス事業法では、お客様から工事業者として選択されても、都市ガス会社それぞれの保安規程・社内基準等に沿って工事業者として指定・認定されていないと、工事をすることができないこととなっており、お客様が工事業者を自由に選択できなくなっている。

【全国ガス労働組合連合会 辻委員】

○まずガスシステム改革全般について。国民生活或いは産業活動の基盤となるエネルギーの産業構造を大きく変えるものであり、一度変えると簡単には後戻りできないことから、お客さま、社会のための改革ということに常に立ち返ることが必要である。また、将来に責任を持てる制度設計とするためにも、結論を急ぎすぎないで机上の議論に終始せず、現場実態或いは中小事業者の実態を十分に踏まえていただきたいと考えている。

○「全ての関係者の協働」という考え方について。ガス安全高度化計画にある「国、ガス事業者、需要家、及び関係事業者等の協働」という基本的な考え方の下、各主体がそれぞれの役割を果たしてきた結果、保安レベルは着実に向上してきており、今後もその考え方を堅持すべきと考える。ガス関連産業で働く者は、「お客さまの保安は私たちが守る」という強い使

命感があり、保安レベルの維持向上に貢献してきた。今後もガスを供給するというライフライン事業を担うのであれば、保安業務に直接携わるか否かを問わず、安全上問題があるような事象、予兆を見逃さないという高い意識、マインドを持つことが、最低限求められるものと認識している。従って、個別の論点に少し踏み込んでしまうかもしれないが、新規参入者を含めた全ての関係者が何らかの役割と責任を持って協働することで更なる保安の向上に繋がる制度設計とすることが、お客さま、社会の利益増進やガス関連産業の発展に資すると考えている。特に大規模災害時には全ての関係者が何らかの役割と責任を持ち、早期の復旧に向けてお互いの利害を超えて万全な対応が出来る制度とすることが、ライフラインを担う産業の姿として望ましいと思う。

- 「働くものの努力が正当に評価される制度」という観点で。各事業者は、法令に定められた事項に加え、法令の枠を超えた自主保安を含め様々な保安施策を講じており、現場で働く者としても、その重要性を理解して、保安レベルを高めるために努力を積み重ねている。今回の改革によって、どのような案が選択されようとも、自主保安を含めた保安レベルが低下することがないように、十分な配慮が必要と考えている。その上で、働く者が、お客さまの安全を守るために良かれと思って実施をしてきた作業が、正当に評価されなければ、働く者のやりがいにも影響を与え、お客さま、社会の利益の増進にも繋がらないという懸念もある。こうした不安を払拭して、保安レベルを向上させていくためにも、働く者の努力が正当に評価されて、やる気を生み出す制度設計としていただくよう、願います。

【東京大学 水流委員】

- B to Bの場合とB to C、すなわち一般消費者の場合と少し整理しておかなければならない。危険なことは、B to Cにおいて自由化したときに、非常に安い方に安易に流れた場合に安全・安心の担保をどこがやるのかが非常に難しい。このようなときに、ある意味ビジネスの立場の人が保安責任を負って、もう少し保安レベルを標準化していくやり方を考えていくのが重要ではないか。消費者に対する安全・安心の担保の仕方というのは、単に技術、テクノロジーの話ではなく、人々を介する技術というものが入っていると思うので、その辺がかなりばらついてしまう。そこを標準化していく部分も含めて今回考えなければならないのではないかと。

【科学ジャーナリスト 東嶋委員】

- 保安について、政策のプライオリティはまず国民の利益のためにあるべきである。今回のガスの問題について、国民が求めているものは、まずは安定供給と安全、その次にコストだと思う。国民が必要を感じていない時に、何故わざわざシステム改革という名の自由化を行うのか。理由は単に電力が自由化するからだとか、事業者の問題だと思うが、国民が利益を得るという不確実性の名の下に断行されてしまっている。システム改革のゴールが決まっていってタイムリミットがある中で慌てて保安の議論を行うと、安全レベルがより良く、かつコストパフォーマンスが良い保安になるとは思えない。保安を第一目的に議論を行うのであれば、国民が納得できる議論を進めていただきたいと思う。

○保安については、現在、世界的に見ても高い保安レベルを維持しており、コストと業務内容についても妥当であると消費者に受け入れられていると推察されることから、保安の観点からは、向上の余地がある部分（灯外内管）は改善し、ほかは現状の体制維持が望ましいと基本的には考えます。

○灯外内管と灯内内管の責任区分のみならず、ガス消費機器の周知・調査、緊急時の対応等についても、分担がどのようにされているか、海外の主な状況と、自由化に伴い保安のあり方を変えたために保安レベルが向上・低下した経験はないか、参考までに資料を拝見できればありがたく存じます。

○現状、導管ネットワークを持ち、高いレベルの保安を維持しているのは各ガス会社であるのですから、そのレベルを維持・向上させるにはどのような体制が望ましいと考えるのか、とくに、変える場合どのような問題が生じると予測できるか、当事者から具体的な事例をもう少し伺いたい。ガス会社の規模や地域性により異なるのであれば、日本ガス協会としてではなく、いくつかの社のご意見を聴く機会があってもいいのではないのでしょうか。（一致しているならガス協会でよい）

【(一社) 日本ガス協会 富田委員】

○ガス事業者は、ライフラインを預かっているという使命感を持って事業を行うとともに、保安の向上に努めてきた。ただ、ガス事業者だけがやってきたわけではなく、国も、需要家も、機器を作っていたメーカーについても安全な機器、センサー等を含めてやってきた。その結果、需要家保安というのはかなり高いレベルまでできていると思っている。ただ、ガス安全高度化計画に掲げるようなもっと高いレベルを求めべきだというのが、今の社会の要請であると理解している。このことが、保安に対しての、電力システムとの違いと言えるのではないかと思う。それから、保安を維持向上させるスキームとして、これまでの考え方として、国の関与をできるだけ少なくしながら自主的な取り組みを進めることによってやっていこうというのが一番底の部分にあった。その結果、好循環が生まれて、保安レベルも上がってきているという部分を認識して、議論を進めるべきだと考える。

○自由化後も国の関与を最小限とした自主保安をベースに、国・ガス事業者・需要家・関係事業者が協働するという「ガス安全高度化計画」の考え方を継承させ、保安水準をさらに向上させることが重要である。新ガス小売事業者も含めた全ての関係者が保安に対するガス事業法上の責任を持って協働することで、更なる保安の向上が実現できる。

検討にあたっての考え方（6）電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方との整合性については、電力と同じように整理することは適切ではなく、ガス保安の実態を十分に考慮し、保安水準を維持するだけでなく、さらに向上させていくための検討が必要である。

日本の都市ガス事業ではガス事業者が需要家保安に関与し、関係者全てが協働して保安水準を高める制度となっており、事故による死傷者数では他国に比べ1桁以上高い安全水準を実現しているが、更に高い水準が求められている。現在「ガス安全高度化計画」の目標は徐々

に近づきつつあるものの未達であり、計画の考え方に沿った関係者全ての協働が無ければ目標は達成できない。

【参考】ガス安全高度化計画における理念目標（安全高度化目標）

「2020年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。」

需要家保安について、都市ガスは以下のように事業者の関与の必要性が電力と比べて大きく異なる。

- ・消費機器について電気事業法では事業者は何ら義務を課していないのに対し、ガス事業法および液化石油ガス法では事業者にも周知・調査および緊急対応の義務を課しており、消費機器に関する保安が重要である。
- ・電気事業法では工作物に対する調査通知業務を登録調査機関に委託した場合、責任もあわせて移転するのに対し、ガス事業法および液化石油ガス法では保安業務を委託しても責任まで移転することはない。

【東京大学地震研究所 堀委員】

○防災・減災の原則に「自助・共助・公助」があります。「多重防護」とも共通しますが、重なり合いを許しながら個人・地域・自治体が、防災・減災を主体的に実践する、という原則です。この原則の一つである「共助」に従って、「新規参入者」も相応の保安責任を持つことが望ましいと思われま

す。可燃物というガスの特質上、電気に比べ保安はより重要です。一方、重なり合いを許す「自助・共助・公助」の無駄を抑えることも重要です。この二点を考慮し、「新規参入者」の保安責任の度合いを設計することが必要と考えます。

【消費生活コンサルタント 三浦委員】

○資料のタイトルが「ガスシステム改革の保安規制のあり方」となっており、そもそも、これを見て、何の話をしているか理解できる消費者が果たしてどれほど存在するのか？

後から、これはガスの自由化の話であるという翻訳をした時に、「そんな話が進んでいるのか！」というのが、大方の消費者団体の人の意見であった。先日、様々な人にこのことについて意見を聞いてみたが、一般の人からすれば、大体、システム改革とは何なのか分からない。批判ではないが、この名前こそが、一般消費者を混乱に導いているのではないかと感じる。

○電気が自由化されたからガスも自由化されても仕方ないと思っている消費者もいるが、「電気は競争によって色々利益が出るかもしれないが、ガスが競争になって、私達消費者に何かインセンティブがあるのか？」という意見が非常に多かった。「自由化など聞いていない、全然知らされていない、私達消費者が意見を言う場がどこにあるのか？」というように我々はかなり怒られた。「全然情報が伝わっていないし、何を今ここで急がなければならないのかという根本が分からない」というご意見が非常に多かったということをお話させていた

だきたい。

○新規参入ということで、経済学上は色々な事業者が入ってきて、競争が起きればサービスが良くなったり、料金が安くなったりということが起こると思われている方も多いのかもしれないが、基本的に思うのは、保安や安全をコストと思っている事業者に入ってきたら大変なことになるということである。参入障壁という人がいるのかもしれないが、そういうことと安全確保は違う。セットで考えてもらわなければ困る。今後益々高齢社会なり、一人暮らしが増え、丁寧に説明しなければならぬ時代になってきている。世帯数が減って、隣の家が何をしているか分からない、家族機能が低下している等、社会情勢が変わってきているところに、経済理論だけで保安や安全が守られるのかということを見ると不安になる。見えないところだからこそ、価格の勝負に走る事がないよう、ルールはルールとして担保してもらいたい。

○今後の制度設計ということで、やらなければならないことがたくさんあると思うが、法律の部分も含めて、すごく慎重にやっていただきたいし、そうしなければならない。色々な意見があった中で、拙速な進め方はしないでほしいという意見も非常に多かったので、そこも含めて、今後の進捗を考えてほしい。

【中央大学 宮村委員】

○エネルギーシステムの改革と規制のあり方の視点：かつて規制改革委員会で技術基準等の見直しを担当する参与を経験した立場から個別の事業規制による安全確保に関する理念についての明確化も必要ではないかと考える。すなわち、ガス、電気等の個々の事業別に規制のあり方を検討することに加えて、横断的にエネルギーシステムという視点からあり方を検討することが必要ではないか。消費者との接点における供給と保安の規制のコンセプトを横断的に明確にすることが必要である。これにより、個々の消費者においてもエネルギーコストの最適化をエネルギー源の視点から俯瞰的・多面的に考えることが促進されることになり、結果としてエネルギー小売りのビジネスモデルの新たな創出に結実するのではないかと。今回ガスシステム改革のトリガーは小口供給の参入機会拡大により競争を促し消費者にとってのエネルギー価格の低減（競争による合理的な価格）を実現するために経済的規制はゼロ化し、それに伴って社会的規制についても見直しを検討するということと理解している。また、保安を含む社会的規制についての理念は、安全を確保するためコストは必要であり、競争のみでは安全を確保するコストを十分に担保できないことから、安全確保について事後規制を基本とするが必要最小限の事前規制は行うという考え方である。したがって安全に関わる社会的規制の見直しについても、規制が必要になっていた／いる背景を含めて、製造・供給・消費の段階ごとに新規要素・変更変化の視点から検証を行って、総合的に判断することが必要ではないか。

○ガス安全の視点：背景は時代とともに変化するが、「現状をよく理解」した上での的確に対応することが肝要である。具体的には、今回本ガス安全小委員会で見直しの焦点となっている小口供給の消費段階について、以下の視点から新規要素・変更変化について検証を行う必要がある。

- ・需要家の変化によるガス事故増加の可能性：家族機能の低下、高齢世帯の増加などの傾向は今後とも避けられないという現状を踏まえた、消費機器や灯内外内管の経年変化への保守によるガス事故防止の可能性
- ・技術的な対応による事故の低減：消費機器における不完全燃焼防止装置の義務化、MMのほぼ100パーセント設置によって遮断・警報機能が向上し、灯内外内管の事故は大きく低減している現状
- ・事故発生メカニズムを踏まえた対策：腐食劣化対策管の有無と灯内外内管における事故との因果関係及び事故発生率の増減の実態
- ・小売りの自由化と保安確保への影響：小売りの自由化は売り手と買い手の経済的な取引による金銭的決済の自由化であり、これは必ずしも売り手と買い手の一対一のガスという物質の取引ではない。物質的な取引はネットワークで行われるから多対他の関係になる。このような取引の特徴をふまえた保安確保について検証が必要ではないか。
- ・エネルギーシステムの視点からの消費者への技術的基準適合性の規制のあり方の見直しと浸透：電力システムにおいても小売りの競争原理の導入という同じ考え方から小口供給の自由化が行われており、保安確保についても電力とガスでできる限り同一となるように単純化することが消費者への浸透・理解を深めるには重要ではないか。このことは、エネルギー間における競争政策の透明性・公平性の視点からも重要。

【高圧ガス保安協会 安田委員】

○保安については、この機会に都市ガス／LPガスで双方の良い部分を取り込み、思想を統一すべき。電気とガスは特性が異なるので、保安に係わる対応は画一的に行い得ない点はどこかに示すべきと考える。

【明大昭平・法律事務所 吉川委員】

○小口需要家に対するガスの自由化のスキームだけが決まっていて、誰が保安責任をどう取るかが後追いになっていることに驚愕を感じざるを得ない。そもそも、どうやって安全が担保されるか十分に議論されることなしに、自由化だけが先行して決まっていたということには、大いなる疑問を感じている。

○資料4 p 1の2. (6)に「電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方との整合性」と書いてある。これは一見説得力があるように見えるが、電気以上に、一たび事故が起こると、周辺に及ぼす被害が非常に重大であるというガスの特質性を決して見逃してはいけないと思う。

2. 【論点1】技術基準適合維持義務について

【論点1-1】

現在、需要家資産である内管の技術基準適合維持義務をガス事業者に課しているが、大口供給及び小口供給のそれぞれ（AからDまで）につき、今回のガスシステム改革において、資産所有区分と保安責任区分の整合についてどう考えるか（自己が所有している内管は、所有者自らが保安責任を負うべきとし、内管の保安責任をガス事業者から需要家に移管するのが適切か）。移管することで需要家の理解は得られるのか。また、保安は確保されるのか。

保安義務	小口		大口 10万m ³ 以上	
	灯外内管	灯内内管	灯外内管	灯内内管
技術基準適合維持義務等	A	B	C	D

【(一財)日本ガス機器検査協会 秋山委員】

○AからDまで、資産所有区分と保安責任区分を需要家に一致させることにより、整合性を持たせることで、安全対策の向上を図るべき。ガス安全高度化計画を達成するため、主要な対策の一つが、白ガス管等の経年埋設内管の取替えを進めることであると認識している。安全上、取り替え等の対策が必要な経年埋設内管は、資産所有者である需要家が費用などを負担することを決めないと取り換えが行われない。需要家に周知しても、負担を決めていただけないケースが多く、対策が進みにくい原因になっている。

平成14年7月の「ガス体エネルギー産業に係る保安規制の在り方について」において「資産区分・保安責任区分の一致については、需要家の自己保安責任意識の醸成・確立や安全器具等の普及状況を見ながら、更に検討されるべき問題である」とされている。

今日に至り、安全器具等の普及は相当程度進んだものの、白ガス管等の経年埋設内管の取替え対策の進捗が遅れており、この原因として需要家の自己保安責任意識が醸成されているとは言えない実態がある。このため、今回の保安規制の見直しを契機として、資産所有区分と保安責任区分を需要家に一致させることにより自己保安責任意識の醸成を図るべきである。ガス消費機器については資産区分と技術基準適合維持義務がともにお客さまで一致しており、これを前提として消費機器について調査・周知義務をガス事業者に課している。これによって、自己責任の意識も浸透し、ガス事業者等の周知などにより、安全型器具への取替えが進んでいる。

内管についても、消費機器と同様に技術基準適合義務は需要家とし、ガス事業者に対しては、内管の安全に対して、引き続き消費機器同様、周知・調査・緊急時対応等を行うことを義務付け、安全上の技術基準に達しないものについては、需要家に通知して改善を進めることを義務付けることによって、安全対策の向上につながると考えられる。

この課題については、自由化に伴って生じるものでなく、過去からの検討課題であったが、新しい制度を検討するこの機会に解決しておくべきである。

【主婦連合会 大河内委員】

○資料4p5にある、今までの保安規制のあり方（内管に係る検討状況）について。これまで家庭分野については、自由化はまだ早く、需要家も、ガス管（内管）を自分のものだと思っていないため、そこまで踏み込むことはないというように決まっていた。平成14年（の「ガス体エネルギー産業に係る保安規制のあり方について」の取りまとめ）から大分経っているが、今に至っても特に一般の家庭や小口の需要家の方たちがガス管について、自分で責任を負わなければならないという意識が高まったとは全く思っていない。

○技術基準維持義務について、ガス事業者が今まで担っていた負担の何が消費者に移管されるのかを具体的に説明して頂かないと家庭消費者の納得は得られないと思います。

○大口と小口の基準を使用量の10万㎡とするのではなく、小口を『居住用』、大口を『事業用』と建物用途で分けて考えたいと思います。大口事業用は消費者利用など不特定多数が集まることから、大口＝『事業用』は灯外と灯内内管の両方の技術基準維持義務を需要家に課して、早期に適正な維持管理責任を課すのは良いと思います。

小口＝『居住用』の需要家件数は概ね2,800万件あると言われます。324万件の腐食劣化対策管（＝対策管）はその大半が居住用とのことで、その数値から概ね12%が居住用家屋の対策管と推測します。

今までと同じように緊急対応や点検調査の責任がガス事業者に課されて、また消費者に移管される保安負担が今までと同じく何も変わらないのであれば、約8割を占める非腐食劣化対策管（非対策管）は、灯外と灯内内管の技術基準適合維持義務を需要家への移管を容認できると思います。

しかし、12%の対策管の技術基準適合維持義務は、当面は現行通りにガス事業者として、対策工事費助成や割引制度、または対策後の一定期間ガス料金割引制度など、ガス事業者側での対応策の創設などによる対策管の減少度合を前提にしつつ、需要家への移管を将来課題で検討すれば良いと思います。

保安義務	小口=居住用		大口=事業用	
	灯外内管	灯内内管	灯外内管	灯内内管
技術基準適合 維持義務等	対策管＝ガス事業者 非対策管＝需要家	左欄と同じ	需要家	需要家

内管の技術基準維持義務がガス事業者でなくなれば、水道や屋内電気配線と同様に、内管工事がガス事業者以外の会社にも施工可能となります。それらの会社には、工事素材や工事の品質の維持のためにガス事業者による認定資格と検査制度を整備すべきだと思います。

【電気事業連合会 早田委員】

○将来的には、自らの資産は自らが保安責任を負う資産区分と保安責任区分の一致（A～Dを需要家が負う）ということは望ましいものの、特にガスの危険性を踏まえれば、需要家の方々の保安に対する意識や知識の維持・向上が大きな課題になるものとする。特に、需要家の自己の資産であるガス設備の情報（ガス配管図面、配管等設備仕様、設置年など）を適切に需要家が管理できることが第一の条件ではないかと考える。

これらの課題に対しては、新たな取り組みや一定の期間が必要と考えているが、いずれにせよ、十分なリスク評価がされた上で判断されるべきものとする。

また、内管の技術基準適合維持義務等を需要家に課す場合には、内管の工事について国家資格にすることや、内管工事施工完了時に技術基準への適合を工事施工者で確認する必要があるが、その資格者をどうするのか、さらには、そのような資格を持った事業者のみに業務をさせるのかなど、非常に広範囲な制度検討が必要であるとする。

【東京大学 水流委員】

○大口に関しては需要家に責任を持たせても良いと思うが、小口、特に一般消費者の部分に責任を持たせることはかなり難しいとする。

危険なものを安全に取り扱う責任の問題と思うが、ガスの場合は「区域」、ある特定地域における安全・安心というものをどうしても考えなくてはいけない。消費者にしてみても、土地の所有者、建物の所有者、非常に複雑に入り組んでいる。灯外内管に関しても、借家の方の場合には、当然所有者が灯外内管の安全について担保して欲しいと思うが、そこがきちっと安全管理されているかどうかについては、借家の人々にはそういう情報をもたらされてはいない状況にある。そうすると、区域における安全・安心をどういうやり方でうまく戦略的に見えるものにするかに関しては、やはり何らかの保安責任をプロが負わないといけないのではないか。所有者が異なることと、これから高齢社会、超高齢社会になってくるときに、認識未一致の問題でそれを全うできるのか。さらに複雑さが増してくると考えている。

【科学ジャーナリスト 東嶋委員】

○灯外内管の保安に問題があり、ガス事業者の努力によっても問題がなかなか解消されないことから、資産所有区分と保安責任区分を整合させ、所有者の意識改革を促すべきと考えます。現状の「ねじれ」は、自由化のタイミングで解消するのがよい。

自己が所有している内管は、所有者自らが保安責任を負うべきとし、内管の保安責任をガス事業者から需要家に移管する。

需要家が当該管を自ら検査する能力を有する、有しない、にかかわらず、安全上の観点から引き続き、従来検査をしているガス事業者が漏えい検査を実施することが妥当。需要家が当該管を自ら検査する能力を有しない場合には、引き続きガス事業者による漏えい検査を実施する仕組みとし、導管・内管を設置した事業者に依頼するのが妥当であると考えます。

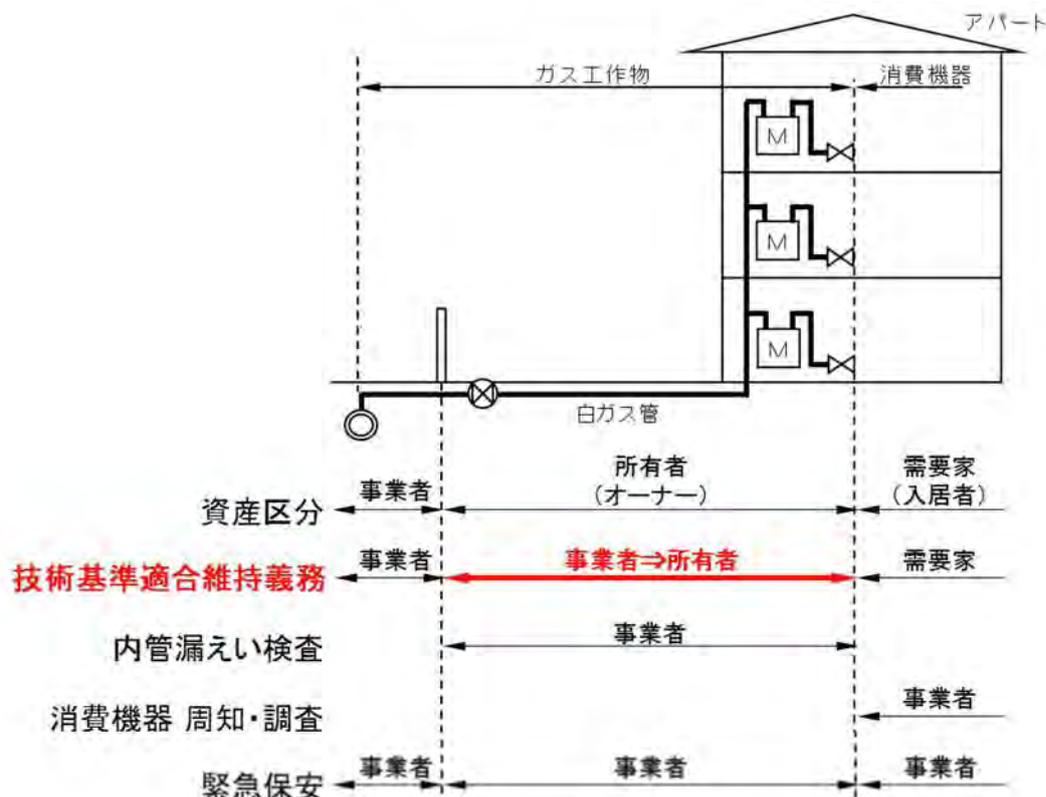
【(一社)日本ガス協会 富田委員】

○資産所有区分と保安責任区分が整合していないと不都合であり、整合させるべきである。現状のガス事業法では、お客さま敷地内に設置されたガス管の所有区分と技術基準適合維持義務の区分が整合していない。この事が理由で例えば経年埋設内管改修に同意して頂けないケースもある。一方、内管の資産所有区分と保安責任区分が整合すると、技術基準不適合時の経産大臣からの改善命令発出先が事業者から所有者となることで、所有者の保安意識が高くなる事が期待できる。集合住宅の事例では、白ガス管の所有者である集合住宅オーナーの保安意識が高くなった結果、取替えが行なわれれば、入居者であるお客さまに及ぶ危険性が回避される。同様に「考慮すべき視点」に記載のある324万本残存している白ガス管についても所有者の保安意識が高くなることにより対策の促進が期待できる。なお、資産所有区分

と保安責任区分を整合させた場合でも、液化石油ガス法と同様に内管の漏えい検査や緊急対応はこれまで通り事業者責任を課すことで、保安水準は維持される。

なお、資産所有区分と保安責任区分を整合させた場合でも、液化石油ガス法と同様に内管の漏えい検査や緊急対応はこれまで通り事業者責任を課すことで、保安水準は維持される。

<例図>



【東京大学地震研究所 堀委員】

○資産所有区分と保安責任区分は整合すべきと考えます。資産所有区分と保安責任区分が整合していない現状は改善すべきです。

【消費生活コンサルタント 三浦委員】

○なぜガス事業法では、LPG同様に一致していないのか疑問。消費者は義務の所有区分はみな一緒と思っているのではないだろうか？ ただし、一致させても所有者負担が増加しない仕組みにしていきたい。現在憂慮すべきは、白ガス管の残存。300万本以上が残っているようなので、早く交換してもらうためには、ここを直すべき。勿論、同時に消費者からの理解を得るための啓発活動は必須である。

【中央大学 宮村委員】

○導管の所有と技術基準適合維持義務を一体化することは一つの考え方である。これには、現状の規制の考え方の背景と実態を検討することが創的に現実の問題を解決するためには重要である。

したがって、一体化することにより、保安のコストは低減しかつ保安レベルが向上することが明らかにできれば見直せばよい。消費者が実際に使用する小売りのガスという物質その

ものは、（導管というネットワークのインフラストラクチャが売り手の小売り業者と買い手である消費者の間で共用されることから）複数の小売り業者により（時間的あるいは地域的に）混合されていて消費者に供給される仕組みであり、物質レベルでは多対多の取引であり（どの小売り業者から供給されたものかの）トレーサビリティは確保されていない。したがって、消費段階でのガスという物質に起因する事故原因の究明を遡ってどの小売り業者が供給したガスに起因するのかという物質レベルで明らかにすることは、トレーサビリティが確保されていないことから難しい。ガスの小売業者がガス供給のネットワークに接続する前の段階で、保安基準に適合することが必須となるのではないか。

すなわち、消費段階でのガス保安を検討する前提条件は、ガスという物質レベルでの小売りの自由化によって変化はしていないということである。ガスの小売りの自由化で保安を確保する第一は、製造からタンクに上る保管段階でのガスの品質を保ちネットワークに接続して供給することを担保することが第一である。

したがって、消費段階での事故を現状より少なくするにはは、供給から消費段階に至る導管に加えて消費機器をネットワークとして認識し、このネットワークの経年劣化等を踏まえてガス保安の規制のあり方を検討すればよいのではないか。

特に、「小売り業者で共有する導管」の保安を効果的かつ効率的に進めるには、導管の保守を含む履歴管理等の情報一元化と活用を含めた議論を行うことが必要である。現状においても、導管の情報が一元化して共有されるインフラストラクチャが整備されていないためにアクセスが難しいことから、導管に関わる事故原因として最も多いのは他工事起因であることに注意を払う必要がある。インフラストラクチャの情報の重要性の認識と価値化の進め方、一元管理の現状は我が国の大きな弱点の一つである。データは所有の段階にとどまっていたのでは価値がない。データのインテリジェンス化を進める、あるいはデータのインプリケーションに気づいてタイミングよくアクションに結びつけることが重要である。このことを十分に考慮に入れて、情報の共有・共用のあるべき姿とあり方を考えて、供給と消費段階の情報の一元化・情報のメンテナンス（保守）のあり方を考えることが大切である。

【高圧ガス保安協会 安田委員】

○事業者～需要家の責任区分はガス事業法／液石法で統一すべき。どちらに合わせるかについては委員会審議となるが、資産区分で整理している液石法（欧米のガス事業）が論理性を有すると思われる。法の専門家の意見は確認すべき。

【（一社）日本コミュニティーガス協会 和田委員】

○小口需要家において事業者側の保安責任は、ガス事業法では灯内内管の末端ガス栓まで、液石法においては供給設備まで（ガスメータまで）とされている。しかし、メーター以降の消費設備及び消費機器調査については調査周期が違うものの、どちらもガス事業者が義務化されており、定期調査において技術上の基準を満たしていない場合には、需要家へ通知を行い、改善要求をしている。通知後、1月を経過した以後5月以内に再調査を実施し、改善されていない場合には再度通知を行っている。もし、消費者の人命にかかわる設備不備がある場合には、事故防止の観点から、ガス事業法では供給約款に基づき供給制限を行い、液石法では法27条4の措置として事業者判断において使用制限を行っている。よってガス事業法と液石法の保安の消費者側から見た担保のあり方は全く変わらない。

液石法の需要家は、都市ガスと同数の約2,500万世帯が全国に存在しており、その需要家

の中には、過疎地又は高齢者地域といった都市ガス地域よりも業務効率の悪い地域も含まれているが、事故発生率は都市ガスと比べ変わらない。よってガス事業法と液石法の法的保安責任の違いと保安の担保義務は関係ない。電気も、液石法も、海外も、法的責任はメーター以降の所有者及び占有者である需要家というのがスタンダードである。繰り返すが、恣意的に1案以外は消費者の保安リスクが高まると聞こえる説明は、消費者の誤解に基づく不安感をあおり、自由化議論そのものを後退させ、自由化の本質的議論を錯綜させている。かつ、全国土の約5%の面積しかカバーしていない都市ガスに比して、ほぼ同数の消費者に対しほぼ全域の保安を含めたサービスをカバーしてきたLPG事業者に対し失礼な議論である。需要家保安のシステムでは液石法の方がはるかに厳しい義務基準になっているのが実態であり、ガス事業法は個々の自主保安規制の範囲が大きいということである。

・ガス事業法

	本支管	小口		大口10万m3以上	
		灯外内管	灯内内管	灯外内管	灯内内管
資産所有区分	導管事業者	需要家	需要家	需要家	需要家
保安責任区分	導管事業者	需要家	需要家	需要家	需要家

・液石法

	供給設備	消費設備
資産所有区分	販売事業者	需要家
保安責任区分	販売事業者	需要家

【明大昭平・法律事務所 吉川委員】

○平成14年に「需要家の自己保安責任意識の醸成・確立がまだできていない」と言われてから、ねずみ鋳鉄管の更新すらまだ完結していないという事実がある。目に見えない場所のガス管が当たり前のように守られてきた需要家に対して、月日の経過によって意識が醸成されることを期待してはいけないと思う。ガス事業法上で技術基準適合維持義務が事業者の規定されているか否かに関わらず、本来は工作物の所有者として民法上の責任を負っている訳であるので、所有者も当然に責任を持っているが、その認識はまだない。もしこれを劇的に変え、ガスが自由化されることによるメリットを消費者に感じてもらえるのであれば、ここで思い切って、分かり易く「需要家にも責任がある、ただし事業者も逃れられない」という重畳的な規定に改めることも必要ではないかと思う。安全はタダで手に入るものではなく、事業者を含めて一人ひとりがそれなりの責任と費用の分担をしなければならない。販売事業者も、販売だけしていれば良いということではないし、監督官庁としての国も含めて責任を持って協働することが必要である。

【論点1-2】

仮に内管の保安責任をガス事業者から需要家に移管する場合には、技術基準適合維持義務を需要家に課すことになる。需要家が当該管を自ら検査する能力を有する又は有しない場合にかかわらず、安全上の観点から引き続きガス事業者に漏えい検査の義務を課すことについてどう考えるか。また、需要家が当該管を自ら検査する能力を有しない場合には、引き続きガス事業者による漏えい検査を実施する仕組みが必要と考えるが、需要家の自己責任で事業者を選択できる仕組みについてどう考えるか。

【主婦連合会 大河内委員】

○家庭消費者には、自ら検査する能力はなく、専門の事業者に漏えい検査をしてもらうこととなります。その際は屋内まで立ち入るので、地元で顔の見える新ガス導管事業者が一義的に保安責任を担うべきだと思います。

保安がもし委託制度に決まるのであれば、警備会社など様々な事業者が参入する可能性があります。屋内まで立ち入るので、高齢化する家庭消費者への悪質な点検商法や、コストダウン競争による保安の手抜きも心配されます。また消費機器の調査業務はガス事業法で「調査員の資格要件なし」とありますが、委託制度であれば、液化石油ガス法と同様の資格要件とすると共に、点検事業者を中立的な第三者機関として、適正なコストや保安能力など規制当局が認定・監視して家庭消費者が安心して選択できるようにして欲しい。

【電気事業連合会 早田委員】

○論点1-1で記載した環境整備が整い、需要家が技術基準適合維持義務を負うことになった前提の下であるが、漏えい検査は安全確保のための検査であり、適切に実施する必要がある。そのため、漏えい検査についての国家資格を新たに定め、そのような資格を持った者が実施すべきである。しかし、通常、需要家が自ら実施するのは困難であり、漏えい検査の国家資格保有者に依頼することになる。その際、需要家が広く選択できるように、このような国家資格を有する事業者を多数養成する仕組みを考える必要があると考える。単に、内管の漏えい検査の資格を、ガス主任技術者免状を有するガス事業者に与えるというだけでは、新ガス小売事業者として圧倒的な支配力を持つ現行の一般ガス事業者による独占が進み、需要家が自由に事業者を選択できるようにはならないのではないかと。したがって、ガス事業者に課すのであれば、中立性を確保できる新ガス導管事業者に課すべきであると考えます。

【(一社)日本ガス協会 富田委員】

○内管の保安責任をガス事業者から需要家に移管した場合、引き続きガス供給者（需要家と契約関係を有する者）に漏えい検査の義務を課するのが適当である。液化石油ガス法の消費設備はお客さまの所有資産であり、技術基準適合維持義務もお客さまに課されている一方、保安のための定期点検業務は需要家と契約関係を有する事業者が実施するよう規定されている。このことから技術基準適合維持義務と内管の漏えい検査の責任は別の課題として捉えることができる。小口のお客さまが自ら検査する能力を有しているとは言い難いため、引き続きガス事業者による漏えい検査の義務を課す必要がある。また、保安管理能力が高いとされている大口のお客さまも、敢えて自ら義務を負い漏えい検知器等を用意してまで自ら検査するとは考えられない。

【東京大学地震研究所 堀委員】

○的外れかもしれませんが、「自動車の車検制度」になれば分かりやすいように良いように思われます。保安上の責任を持つ者（自動車の所有者）が、技術能力を持つ必要はありません。適切な技術能力を持つ者（修理工場）を選択することが、保安上の責任を持つ者に求められます。（適切な技術能力を持つか否かは資格の有無で判定されますが、一定の資格を持つ者が価格等を下げる競争をすることで「安くて良いもの」に繋がると考えております。）

【消費生活コンサルタント 三浦委員】

○ガス事業者に「漏えい検査義務」を持たせてほしい。一般消費者では無理。

【高圧ガス保安協会 安田委員】

○需要家が他事業者を選定した場合、検査の状況が適切にガス事業者には伝わらないケースが考えられ、一貫した保安責任の観点からはガス事業者が検査を実施する現行方式が望ましいように思われる。検査者、ガス事業者の保安責任が曖昧になる状況は避けたい。

【(一社)日本コミュニティーガス協会 和田委員】

○液石法と同様に小売事業者に調査義務、通知義務を負わせれば、実体は全く変わらないと考える。需要家自らが調査を行う又は委託するなどあり得ないし、消費機器の修理や日常サービスの連絡窓口と、保安の窓口が別々になるなど、消費者としては想定外である。ここでも、一義的には小売り事業者がフロントで、その後自主保安か委託保安に分かれればいい事である。保安の責任義務はネットワーク事業者に委託しようが、一義的には小売りガス事業者が負うものとする。

【論点1-3】

仮にAからDまでの中から移管しない部分がある場合には、どのような場合には移管が可能かも含めて、移管可能の方向性や見直し時期等を検討する必要はないか（部分的に移管することの問題はないか）。

また、需要家に対しても対応を求めるべき点はないか（例：ガス事業者が内管の漏えい検査を実施し、その際に漏えいが発見された際や、このまま放置すると漏えいするおそれがある場合などにおいて、ガス事業者が内管の所有者又は占有者に取替え等をお願いしたにもかかわらず、対応に応じない場合における措置など）。

保安義務	小口		大口 10万m ³ 以上	
	灯外内管	灯内内管	灯外内管	灯内内管
技術基準適合維持義務等	A	B	C	D

【主婦連合会 大河内委員】

○ガス事業者が内管の所有者又は占有者に取替え等の対応を依頼しても応じない場合は、事業者（大口需要家）の事故は、所有者以外の不特定多数も被害を受ける危険があるので、自治体や規制当局から数度依頼しても非対応の場合の公表制度、さらに建物所有者に営業停止命令やガス事業者にガス供給の停止命令などを課す制度とし、既に腐食劣化対策済みである対象には「対策済み適合マーク」の付与や一定期間はガス料金を安くする制度として、改修誘導をすれば良いと考えます。

【電気事業連合会 早田委員】

○需要家への内管の技術基準適合維持義務を移管するための条件としては、論点1-1や論点1-2で述べたように、ガス工事に関する国家資格や、内管工事施工完了時に技術基準への適合を確認する国家資格者、漏えい検査に関する国家資格者などの需要家以外の整備も必要であるが、需要家の自己資産であるガス設備の情報（ガス配管図面、配管等設備仕様、設置年など）を適切に需要家が管理できることが第一の条件ではないかと考えている。

この設備情報は、緊急時対応を含めた全ての保安業務での根本になるものである。現状では、需要家が内管の技術基準適合維持義務を負っていないため、需要家においてこれら設備情報の管理が十分にされておらず、同義務を負っているガス事業者が基本的に管理しているのが実態である。したがって、需要家へ内管の技術基準適合維持義務を移管するためには、この設備情報をガス事業者から需要家へ確実に引き継がれ、需要家が管理できるシステム構築などが必要ではないかと考える。

○所有者や占有者がガス事業者のガス漏えい時の取替え等の依頼に応じず、ガス工作物である内管が技術基準に適合していないと認められるときは、現在、経済産業大臣からガス事業者へガス使用の一時停止命令等が出すことができるとなっているが、ガス事業者は資産所有（占有）者でないため、需要家との契約によりこの命令の実行を担保しているが、実際の作業は、困難なことが予想される。このため、ガス事業者が一定回数、所有者又は占有者に取替え依頼を行っても、対応されない場合には、経済産業大臣から所有者又は占有

者に当該設備を技術基準に適合させるよう命令することができることにしてはどうかと考える。

【(一社) 日本ガス協会 富田委員】

○A、B、C、Dのすべてについて資産所有区分と保安責任区分を整合させるのがあるべき姿であり、A、B、C、Dを同時に需要家に移管することが適当である。資産所有区分と保安責任区分の不一致はA、B、C、D全てで生じている。自己責任意識が低い理由等で残存している可能性のある経年埋設管はA、Cの灯外内管部分である。このことから、仮に灯内内管のBやDのみを所有区分と整合させ、灯外内管を従来通りとした場合、灯外内管部分はガス事業者が全て面倒をみてくれると誤解される可能性が現状よりも強まり、ますます改修が進まなくなる恐れがある。

【高圧ガス保安協会 安田委員】

○液石法では第35条五に県知事による（基準適合命令）がある。法の中で措置について記載すべきと考える。

【(一社) 日本コミュニティーガス協会 和田委員】

○灯内・灯外管の保安責任を全てガス事業者を負わせると、それを楯に内管の工事仕様、工事資格、工事金額等に競争原理が働かず、問題になっている敷地内埋設管の入替え・改修工事に於いても、自由化によって一旦事業者が保安リスクを回避するため改修をし、長期にわたる料金契約の中で償却するなどの消費者と相対で契約するなどの自由化効果も制限される。この事は、需要家側の所有権にも関わらず、需要家の事情が反映されないと考える。ガス事業法では、公的な工事資格制度がないため、ガス事業者が認めた者でないと工事ができないことが独禁法上も問題と考える。

3. 【論点2】 需要家保安に係る保安責任について

【論点2-1】

都市ガスの小売全面自由化により、多様な事業者の参入が想定されるところ、需要家の選択が自由に行えるようにする中で、保安の水準を維持・向上させていくためには、大口供給及び小口供給において、技術基準適合維持義務、内管の漏えい検査、ガス消費機器の周知・調査義務、緊急時の対応義務の保安責任（AからMまで）はどう課されるべきか。また、上記以外で検討すべき保安業務はないか。

(i) 新ガス導管事業者が一義的に保安責任を担う

(ii) 新ガス小売事業者が一義的に保安責任を担うが、要望すれば他の事業者に委託が確実にできる

(iii) 新ガス小売事業者が一義的に保安責任を担い委託は受託事業者と合意すれば可能

(iv) その他の方法 ((i) から (iii) 以外の方法)

保安義務	小口		大口 10 万m ³ 以上	
	灯外内管	灯内内管	灯外内管	灯内内管
技術基準適合維持義務等	A	B	C	D

保安措置		小口	大口	
			10 万m ³ 以上	50 万m ³ 以上
内管の漏えい検査		E	F	G
ガス消費機器の周知・調査義務	工業用建物	H	—	—
	工業用建物以外	I	J	—
緊急時の対応義務		K	L	M

【(一財) 日本ガス機器検査協会 秋山委員】

○現場の観点から言えば、お客さまと接しているのはほとんど小売事業者であって、毎月検針した内容を通知して、その他問い合わせを受けるのもほとんど小売事業者である。都市ガスのお客さま件数は2千9百万件あって、そこと接しているのはほとんどが小売のところであって、導管事業者は接点を持ちにくいので、導管事業者が全部やるとなると、やれれば理想的だが、極めて肥大した導管事業者になり、それが今回の改革の趣旨につながるか（疑問）。

○需要家の窓口であり、接点を持ち、双方向コミュニケーションが可能な小売ガス事業者が、法的あるいは自主的な保安責任を果たすことによって保安の維持向上が可能であると考えられる。

保安事業を委託する場合であっても、委託者としての責任を果たせる体制を確立しているこ

とが重要である。将来、新規参入した小売りガス事業者の安全やサービスなどの面が十分であれば、規制を緩和していくと言うように慎重かつ段階的に進めるべきと考える。

【主婦連合会 大河内委員】

○専門性を有して公益的責務を持つべき検査や調査、緊急対応は小売と別事業として考えるべきと思います。家庭用需要家保安措置は分割せず、一括して新ガス導管事業者が一義的に公益的な保安責任を担うべきです。

保安には知識や技術だけではなく経験が必要な作業であることから、今までの保安体制がそのまま継続することと、安全に対する一括管理が最も望ましいと思います。

更に未然にガス事故を防ぐためには、ガス導管とガス小売が別事業となってもガスを扱う業界全体の指針として、両事業者が保安意識を持ち協働して保安体制を整えることが必要不可欠です。新ガス小売事業者にもサービス業務などの接点機会を通じて可能な、保安に関する一般的な周知等の保安項目を参入条件として定め、ガスに関わる全ての事業者が重層的に連携し、新ガス導管事業者の責務を補完する保安制度にすべきと思います。

保安義務	小口=居住用		大口=事業用	
	灯外内管	灯内内管	灯外内管	灯内内管
技術基準適合 維持義務等	対策官=ガス事業者 非対策官=需要家	左欄と同じ	需要家	需要家

保安措置		小口=居住用	大口=事業用	
			事業用	50万m ³ 以上
内管の漏えい検査		(i)	(iii)	(iii)
ガス消費機器の 周知・調査義務	工業用建物	(i)	—	—
	工業用建物以外	(i)	(iii)	—
緊急時の対応義務		(i)	(iii)	(iii)

【関東学院大学 織委員】

○保安制度の運営と体制については、慣れている人、あるいはエリアに特化している人や、技術がある人が担うことは当然だろうと思う。一方、保安責任を誰が担うかということについては、道義的な責任と法律的な責任を分けて考えるべきだと思う。ガスという扱い方によっては危険なものを取り扱う事業者が、道義的な責任を負うということは、関係者の皆さんは当然そう思っていると思う。ところがこれが法的責任ということになると、日本の企業の多くの方はそこは負いたくないと言う。ただ、実質上道義的責任を負っている場合に、もし保安体制は別の得意な人がやるとすれば、法的責任と（道義的責任との間に）どれ程大きな差が有るのか、ということ少し慎重に議論頂きたい。

○保安の問題と法的責任を同じレベルで議論することに若干の違和感を持っている。今回の保安の問題は、1つ1つの契約という個別の点的な問題を遥かに超えて、面的な問題を内包しているものである。例えば、1箇所ので起きた問題が他にも影響を及ぼすこと、あるいは、ガス事業者と契約を結んでいない不在住宅はどのように扱うのかなど、エリア全体で保安レベ

ルを維持していかなければならない。一義的に誰かが保安責任を負うのではなく、ガス事業の関係者全体が連帯して現在の保安レベルを今後も維持していく責任を持っていると思う。これはガス事業法に規定されようがされまいが、ガスという危険な物質を販売することに伴い、当然それを安全に使えるようにする責任は全ての事業者にある。例えば、仮に小売事業者が責任を負わないとしても、事故が起こった際に、ガス（小売）事業者は責任が無いからと知らんぷりをしてよいかというと、消費者としては納得ができない。面的な保安について、関係者間で協働して現在の保安レベルをどのように維持していけるのかについて、誰が技術を持っていて、誰がネットワークを持っていて、誰が1番コストパフォーマンス良くサービスを提供できるのか、まずは保安のあり方をしっかりと議論してから、その次に責任のあり方を議論するべきだと思う。

【東京理科大学 倉渕委員】

○近年ガスは大変安全になったが、昭和50年頃は都市ガスのCO中毒で年間に100人程度亡くなっていったというのが過去の事実である。その後、規制の強化やガス事業者の努力により、年間の死亡者が1人いるかないというレベルまで安全性が高まっている。ただし、やはり基本的にはリスクが高いエネルギーであることを認識して議論を進めるべきである。ガス供給者は保安と一体となって事業に参入することが重要であり、保安に対してフリーハンドでマーケットにプレーヤーが参入できてしまうと、これまでに構築してきた保安体制を維持できないというリスクが高まると懸念されている。特に、最近業務用の厨房で事故が多いのだが、業を煮やしたガス事業者は換気警報器を無償で提供することで現在の保安水準を維持しているということも鑑みると、現在のように自前で迅速に対応できる保安体制を維持することが重要である。

○導管事業者が保安業務を担当する場合、これはこれまでにやってきていないことだと思うので、新しく法定点検や立ち入り調査などのインスペクション（検査）のスキームを決めて実施することになると思う。これに近い制度として、現在ドイツで実施されているチムニースーパー法というものがある。これは、地域を地割りにしてそれぞれの地域に独占的なインスペクターを置き、定期的な点検を行うものだが、甚だ評判が悪い。その地域のガス機器の使用権限について権益問題が発生してしまい、結果的に非効率で高コストになってしまっている。制度設計の際には、自主的に保安を向上することがインセンティブになるような制度となるように、慎重に検討を進めていただきたい。

【電気事業連合会 早田委員】

○参考資料2-2（関西電力の資料）に代表されるとおり、保安水準維持・向上の観点から保安義務・措置、需要家規模に係らず、全て「（i）新ガス導管事業者が一義的に保安責任を担う」ことが適当。

新ガス導管事業者の導管と需要家の敷地内の内管はつながっており、導管ネットワークとして一体的に保安業務（義務・措置）を実施し、保安責任が一元化される（i）案が、保安責任が分散される（ii）（iii）案と比較して、保安水準の維持・向上が安定的に図れると考えている。

「技術基準適合維持義務等」、「内管の漏えい検査」、「ガス消費機器の周知・調査義務」については、新ガス導管事業者がガス配管図面や詳細な修理履歴等の蓄積情報などの保安業務に必要な諸情報を一元的に管理でき、効率的かつ確実に保安の継続性を図ることができる。

「緊急時の対応義務」については、(ii) (iii) 案と比較して、新ガス小売事業者との連絡調整が不要な分、ガス事故時における需要家への供給停止等の対応を迅速に行うことができるメリットがある。また、需要家が購入先を変更しても保安責任を有する事業者が不変であるため安心感を持てるのではないか。

「技術基準適合維持義務等」、「内管の漏えい検査」及び「ガス消費機器の周知・調査義務」による需要家のガス設備の実態を恒常的に把握することで、「緊急時の対応義務」による迅速な対応が実現することから、それぞれの保安義務・措置を分離することは非現実的と考える。

上記のいずれも、大口、小口の需要家規模によらず共通的な理由である。また、地域的には、大口も小口、特に家庭用は混在して存在しており、緊急時には一体的に対応することになるため、需要家規模で対応を分けることは、保安業務の輻輳・混乱を招くのではないかと考える。

- （導管事業者に一義的に保安責任を担うことが、今回のシステム改革の趣旨に沿っているのかという意見に対する補足意見）

今現在、大口に参入している一部の電力会社において、保安義務を果たす上で24時間体制を組んでやっている会社がある。かなり人を投入して体制を組んでいるが、今後大口の受注を拡大していく、また現在議論している家庭用まで拡大していくためには、体制を更に強化しなければならないが、実態として非常に難しいという状況。システム改革小委員会の中でも議論があったように、新規参入者が新たに保安体制を構築することは、まさしく参入障壁になり得る課題と考えている。

また、あるエリアで一つの導管事業者が保安を担うと逆に非効率ではないかという意見に対しては全く同意できない。例えば、あるエリアでガス会社が保安体制を組んでいて、一部の家庭に例えば電力会社が参入して保安業務を担うとした場合、同じ24時間体制を同じエリアに組む必要があることは社会的に見ても非常に非効率であり、その増分コストはお客さまが支払う料金へ転嫁されてしまう。その観点からも、導管事業者が一義的に保安業務を担うことが第一義として保安面、さらに効率性という観点からも最適と考えている。

- 新ガス小売事業者となり得る立場から申し上げれば、導管事業者が保安義務を負ったから、保安について全く無関係だと言うつもりはない。特に消費機器等の情報は小売事業者が把握しているわけなので、保安に必要な情報は導管事業者に提供するなど、協働により保安レベルの維持向上を図っていく所存である。

【（一社）全国LPガス協会 立原委員】

- 「(iii) 新ガス小売事業者が一義的に保安責任を担い委託は受託事業者と合意すれば可能」とすることが望ましい。新ガス小売事業者に一義的な保安責任を担わせないとすると、保安に対する意識の低い事業者が参入した場合、お客様の安全が確保できない恐れがある。

【(一社) 日本ガス協会 富田委員】

○大口分野では自由化範囲の拡大に合わせて実施してきた保安制度が機能しており、現行どおり新ガス小売事業者が保安責任を担うのが適当である。小口分野でも保安維持向上の観点から、新ガス小売事業者が保安責任を担うことが適当である。

ただし、様々なビジネスモデルで参入する事業者を想定し、保安のノウハウ・体制を持たない事業者も参入しやすくするため、保安業務は既存ガス事業者が積極的に受託する。特に専門性が高く現場処理を行う上で事業者の乱立が保安上好ましくない小口分野の緊急時の対応については、既存ガス事業者が全面的に受託する。

<現行>

保安措置		小口	大口		保安業務の委託・受託
			10万m ³ 以上	50万m ³ 以上	
内管の漏えい検査		一般ガス事業者	大口ガス事業者等	大口ガス事業者等	相対での受委託
消費機器の周知・調査	工業用建物	一般ガス事業者	—	—	
	工業用建物以外	一般ガス事業者	大口ガス事業者等	—	
緊急時の対応		一般ガス事業者	大口ガス事業者等	大口ガス事業者等	

<全面自由化後>

保安措置		小口	大口		保安業務の委託・受託
			10万m ³ 以上	50万m ³ 以上	
内管の漏えい検査		(新)ガス小売事業者	(新)ガス小売事業者	(新)ガス小売事業者	相対での受委託 *小口の緊急対応業務は専門性が必要であり、需要家設備における特殊性もないため、新ガス導管事業者が全面的に受託。
消費機器の周知・調査	工業用建物	(新)ガス小売事業者	—	—	
	工業用建物以外	(新)ガス小売事業者	(新)ガス小売事業者	—	
緊急時の対応		(新)ガス小売事業者	(新)ガス小売事業者	(新)ガス小売事業者	

6月9日のガス安全小委員会(第4回)の資料4にあるとおり、既に自由化している大口分野の評価は「大口分野の販売量のうち、新規参入者は約15.3%を占めており、電気事業におけるその3.5%を大きく上回っている。また、平成16年から平成25年までの10年間に於いて大口ガス事業者による事故件数は0件であり、需要家の保安管理状況について特段の問題はない」とあり、大口分野の保安制度を変更する必要はない。新ガス小売事業者が需要家保安に係る法的責任を負わない場合、保安に対する関心及び保安水準を向上しようというインセンティブが新ガス小売事業者に働かなくなる。その結果、これまで築き上げ、効果的に機能してきた協働の仕組みが失われ、保安水準が低下する。サービス部門が行っている「業務接点機会を通じた保安活動」の機会が喪失し他で補完できない。仮に新ガス導管事業者が同じ活動をする場合は日々の接点機会に新ガス導管事業者が同行する必要があり現実的でない。ガス安全高度化計画では非常に高い目標が求められており、現在は「徐々に近づきつつあるが指標と開きあり」と未達で、更なる向上が必要である。また、達成のためには国、ガス事業者(自由化後は新ガス小売事業者と新ガス導管事業者)、需要家及び関係事業者等の各主体が各々の役割を果たし互いに協働する必要があるとされている。従って新ガス小売事業者が保安責任を負わない場合は、この主要な関係者の一部が抜け落ちる。特に現在事故の多い消費段階では、サービス部門が持つ業務接点機会は保安向上との関連性が高い。

尚、本件の議論を行う際は、「(法的)責任を誰が負うべきか」と「担い手を誰にするか」を

区別して検討頂きたい。具体的にはガス安全小委員会（第4回）にて示された4つの選択肢については、以下の分類で再整理し、議論することが適切と考える。

1. 法的責任の所在について

- ① 導管事業者が負う
- ② 小売事業者が負う
- ③ 需要家が負う
- ④ その他

2. 保安業務の担い手について

- A. 導管事業者が実施する
- B. 小売事業者が実施する。ただし、要望すれば他の事業者へ委託が確実にできる
- C. 小売事業者が実施する。ただし、委託は受託事業者と合意すれば可能
- D. 需要家自らが実施する。
- E. その他

○今回の論点で提示されている3つの保安業務は、保安を確保するための主要な業務であるが全てではない。ガス事業法では、保安の維持向上のために定められた事項が他にもあるため、3つの保安業務の方向性を検討した上で、残りの事項についても整理していく必要がある。

例) ガス主任技術者の選任、保安規程の届出・遵守、開閉栓、敷地内他工事対応、中圧物件に設置されたガス警報器など付帯設備の保守点検、など

○緊急時の対応を除いて、ネットワークの一体性について考慮する必要はなく、公道の導管とお客さま敷地内の内管の漏えい検査を一体的に実施する必要性はない。

現状では公道部分とお客さま敷地内部分とでは検査の実施方法や使用する検知器、必要とされる技能が異なる。さらに作業員数も一般的に公道の調査は2名、小口の内管漏えい調査は1名と異なるため、一体的に実施するとかえって非効率になる。したがって、管がつながっているという理由だけで保安業務の一体性を考慮する必要はない。

○「内管の漏えい検査」、「ガス消費機器の周知・調査」、「緊急時の対応」のいずれも一体として考える必要性はない。

「内管の漏えい検査」と「ガス消費機器の周知・調査」については、実施対象が重複しておらず、作業内容も全く異なるため、一体として実施する必要性はない。但し、小口の場合は消費機器の種類や内管設置状況を鑑みると、比較的複雑でなく必要とされるスキルが高くないため、お客さま宅の訪問機会に併せて実施していることが一般的かつ効率的である。

「緊急時の対応」については、作業に必要な車両や工具などの装備、必要とされる技能が大きく異なるため、「内管の漏えい検査ならびにガス消費機器の周知・調査」と同じ体制で実施することはできない。

○現状の保安水準を落とさないためには、保安業務をサービス業務の一部としてみるのが適当である。

サービス業務機会でしか実施できない保安活動があるため、分離すると保安水準が低下する。安全高度化目標の達成のためには、全ての関係者が保安に対する責任を持って「協働」することが重要である。

○仮に新規参入が進み、保安に携わるプレーヤーが増えた場合であっても機能する。

都市ガス業界では、地震等の災害時には応援体制をとることで早期復旧に努めている。東日本大震災の例では58事業者から本支管を修繕する導管部門の要員だけでなく開閉栓作業やお客さま対応のために多くの販売・営業部門の要員も含め、延べ10万人の応援要員が参加するJGA復旧応援隊を組織し復旧作業にあたった。混成要員による復旧活動には十分な経験と実績があり、全く問題はない。

○既存ガス事業者が積極的に保安業務を受託すれば（LPガスのような保安機関に保安業務を委託する制度のような仕組みを）適用する必要性はない。

○電力システム改革と同じ仕組みを適用すべきでない。

都市ガスの場合、「調査の実施」に関する情報は、①前回実施した日付、②異常の有無とあった場合の措置内容 等であり、情報の受け渡しルールを取り決めれば問題は生じない。

【東京大学地震研究所 堀委員】

○iii) が良いと思われます。需要者からみれば、ガスを買っている「新ガス小売事業者」が保安責任を持つことが分かりやすいと思われるからです。「新ガス小売事業者」がより効率的な保安のための技術革新を起こすためには、自分を含め、技術開発のための競争が必要です。このためには、「新ガス小売事業者」が「受託事業者」を選べるようにすることが良いと思われます。

【消費生活コンサルタント 三浦委員】

○「だれが法的責任を負うのか」をはっきりさせてほしい。小売り事業者（この表現も分かりにくい）は売るだけで保安の責任を持たないことはとても不安。他業でもあることだが、売ったもん勝ちになる可能性がないとは言えない。事故を起こした時、行政からの義務がないと逃げられる。導管事業者（ここも分かりにくい）の保安は当然とはいえ、売っている元がきちんとしていないと絵に描いた餅。

○小売りも導管も事業者としての保安責任義務を同様に負ってもらうべき。そうでないと不安。今までの保安でガスの安全は守られてきた。小売も保安責任義務を負うことで、今後同様に継続してもらいたい。新規参入は妨げないが、保安は常にセットで。

【中央大学 宮村委員】

○ガスの小売りの自由化といっても、小売り業者ごとにガスそのものを仕分けして消費者に供給・小売りするわけではない。また灯外内管に起因する事故はガスそのものに起因するのではない。導管からのガス漏れが誘因となって起きる連鎖事象であり、一次的な問題は導管（ネットワーク）にある。したがって、ガスの小売りの自由化と「需要家保安に係る保安責任」のうち「灯外内管についての保安のあり方」については、新規要素・変更変化の視点から見直しをリンクさせる必要があるのか、前述した論点1に対する意見を踏まえて、十分に議論を行う必要がある。

また、保安のあり方の見直しがガス小売りの自由化による競争政策の実効化で負の影響を与えないかについても明確にする必要がある。たとえば、(ii)と(iii)の案については、導管という経済学的に共同特化という資産の特殊性が顕著な分野で、(契約を結ばないというホールドアップなどの問題を考慮すると)契約による委託等が的確に機能するか、他分野の事例を踏まえたベンチマーキング等による検証が必要ではないか。

【高圧ガス保安協会 安田委員】

○関係者の取り組み、安全機器の普及により都市ガス／LPガスとも過去から見れば事故は大幅に低減している。従って、現状の保安レベルが維持される制度設計は現行制度をベースとすることが望ましい。但し、(i)に限定する必要はないように思える。仮に(iii)としても、受託事業者の必要要件を法で適切に規定すれば可能ではないか。

【(一社)日本コミュニティーガス協会 和田委員】

○この度の自由化では、需要家の選択肢の拡大と事業者間で競争させるためのものであると考えている。すなわち、保安業務の範囲でも独占はよくないということである。仮に(i)案にした場合には、「新ガス導管事業者」が独占にあたると思われる。そこで

「(ii)新ガス小売事業者が一義的に保安責任を担うが、要望すれば他の事業者に委託が確実にできる。」2案以外、需要家保安の高度化を促進させる新たな力にはなりえない。

理由としては、「新ガス小売事業者」には、保安を自ら行う又は他社に委託出来るという選択があるということ。また、新規事業者も消費者も、よりクオリティが高く、低廉なコストで保安業務を提供してくれる事業者を選ぶことが出来るということである。また、自社で行うのであれば、他社より保安のクオリティの高い効率的な業務を目指すという、新たな投資の動機付けにもなるということである。さらに、事業外(IT事業者や通信事業者など)から新規参入が入れば、新たな発想で高度な保安システムを確立するアライアンスが動き、消費者利益に資するイノベーションも生まれる。1案のように保安業務を実施する事業者が決まっており、競争原理がなく、選択の余地がないということは、結果的に産業の新陳代謝や活性化を阻害することが少なくないことに配慮すべきである。

そこで、液石法の保安機関制度を1つのモデルとしてシステム構築を図るべきではないだろうか。以下に保安機関制度のメリットを記す。

- ①保安業務のクオリティ及びコスト等を考慮し、自社で行うか委託するか決めることが出来る。
- ②保安事業者間(保安機関間)でお互いに競争することにより、保安クオリティの向上及び低廉なコスト追求がされる。
- ③保安機関認定業者は全国どの地域でも存在するため、供給先で保安業務を委託出来ないということはない。また、その地域で最も近隣の事業者を選ぶことができ、効率的な保安業務を顧客に提供できる。その他、保安機関制度を活用した場合には、今後、以下の事項が考えられる。
- ④保安業務が1つのビジネスとなり、ガス事業者だけでなく、設備保全業者、メンテナンス業者等の保安実施事業者の新規参入が期待できる。
- ⑤保安業務を委託が可能となり、小売事業者はエリアにとらわれず、営業展開が可能になる。結果として小売事業者の新規参入の増加をもたらす、ガス料金を含めた競争も生まれる。しかも、他の法律や、世界との整合性も少なからず担保される。

参考)	液石法	保安業務を行う義務	法第27条
		保安業務の委託	法第28条
		保安業務区分	規則第29条

【明大昭平・法律事務所 吉川委員】

○具体的なスキームはもう少し勉強しないと提案できないが、当然自由に選べるとなると販売事業者は二転三転することになり、その間の保安情報が適切に受け継がれないと大変なことになるので、情報の一元化も新しい制度の中にきちんと義務付けることが重要である。このような制度ができないうちに、走ってしまうことがないように、議論を尽くした上で、関係者の納得と協力の下に、新しい仕組みを考えていくことが必要であると思う。

【論点2-2】その他の留意事項

保安レベルの維持・向上及び安全高度化目標の達成、需要家の選択肢拡大と保安確保のインセンティブ、保安業務における実施者間の連携などの観点から、留意すべき点はないか。また、今回のシステム改革において法令上明確に実施すべき保安業務はあるか。

【電気事業連合会 早田委員】

○ガス保安については、法令の基準によって画一的に定めている事項のみを実施すればよいというのではなく、ガステーブルの中で、保安責任を担うガス事業者が需要家と協働で実態に即した合理的な保安対策を自主的に取り組むことにより、保安水準の維持・向上を図っていくことが重要であると考えている。したがって、(i) 案における新ガス導管事業者は、法令の基準によって画一的に定めている保安事項だけでなく、自主保安も含めて実施するのが基本である。

そのため、需要家保安に係る保安責任を「(i) 新ガス導管事業者が一義的に保安責任を担う」に変更する際には、新ガス小売事業者が、日々の営業活動等で知り得た情報も含め、保安業務に必要な情報を新ガス導管事業者へ適宜提供し、協働で保安レベル向上を図ることができるような制度設計（託送供給約款で担保等）を行うことで、自主保安への取組みも図られると考える。

【(一社) 日本ガス協会 富田委員】

○自由化が進めば、新ガス小売事業者が考える様々なビジネスモデルがもたらされる事が期待されるが、どのようなモデルでも保安水準を維持向上し、ガス安全高度化目標を達成できる仕組みが必要である。新しいビジネスモデルの中では、そのモデルを考えた事業者しかそれぞれの業務機会やお客さまとの接点においてどうすれば保安を向上させることができるか考えることができないため、新ガス小売事業者が需要家保安に対する責任を持ち、保安向上のインセンティブが働くようにしなければ保安水準は維持向上できない。

○保安業務を行う上で必要とされる事業者間での情報連絡の内容・責任主体を明確にする必要がある。なお、例えばお客さまの消費機器情報では初期情報を連絡するだけでなく業務機会等を通じて最新の情報を取得し連絡する等、必要な情報がタイムリーに抜けなく連絡される事が担保される仕組みとなるよう留意が必要である。

【(一社) 日本コミュニティーガス協会 和田委員】

○開栓時調査（供給開始時調査）について：液石法では開栓時毎に供給開始時調査を行うことが義務付けられているのに対して、ガス事業法では義務付けられていない。そのため、開栓時毎に調査を義務付ける必要があると考える。このことで、保安情報の引き継ぎに関する議論も、最新の情報で担保されることになる。

供給事業者（小売事業者）は需要家変更に伴う開栓時毎に調査することで、灯内・灯外内管及びガス消費機器等の設備情報を把握することができる（図面等の作成及び管理）。同時にそれら設備の異常の有無を指摘・改善することにより、事故の防止を図れると考える。

参考)

ガス事業法 調査義務 法40条の2、規則107条、108条

液石法 保安業務を行う義務 法27条、保安業務区分 規則第29, 37条

4. 【論点3】簡易ガス事業に係る保安のあり方について

平成26年6月5日に開催されたガスシステム改革検討会において、簡易ガス事業に係る規制について検討され、審議の結果、安全性の確保を大前提とした上で、保安規制の整合化が図られるのであれば簡易ガス事業制度を廃止し、LPガスを導管で供給する事業に係る保安規制は供給先の戸数に関わらず液化石油ガス法で整理した方がよいのではないかという意見が多かった。

簡易ガス事業（70戸以上）に係る保安規制を液化石油ガス法へ移行することについて、安全性の確保を大前提とした上で、保安規制の整合化が図られるのであれば移行は可能か。移行を検討する上で、保安の観点から留意すべき点はあるか。

【主婦連合会 大河内委員】

○資料4の図8「簡易ガス団地の供給規模分布」では、1,000戸以上の簡易ガス団地が381もあります。一般ガス事業でも同じ戸数以上が約200あります。簡易ガスも一般ガスも同じ可燃性ガスであり、ガス種で規制度合を変えるのではなく、このような大規模な供給による簡易ガスに住む家庭消費者は、一般ガスの保安規制と整合性を図って同様に保護されるべきだと思います。

【(一社)日本ガス協会 富田委員】

○（簡易ガス事業が）液石法に位置づけられるということになれば、その保安規制は当然液石法という考え方が自然だろうと思う。ただ、その良否を保安の観点から判断する材料として、例えば簡易ガスでの事故率や、LPガス販売事業での導管を使用した70戸未満の供給者の事故率といったものを比較しないと、何とも言えないのではないか。

今回の方針で自由化が進んでいくと同じ道路に複数の導管が埋設されるケースが増えることが考えられるが、事故やトラブルの発生が無いように一層関係者間で協力して参りたい。

【中央大学 宮村委員】

○LPガスを導管で供給する事業に係る保安規制は供給先の戸数に関わらず液化石油ガス法で整理した方がよい」という意見が多かったということであるが、これによってLPガスの小売りの競争が促されるのか明確にする必要がある。

【高圧ガス保安協会 安田委員】

○液石法への移行は可能と思われる。個別課題は、方向性が決まれば個々に検討が可能。

【(一社)日本コミュニティーガス協会 和田委員】

○液石法への移行は基本的に可能である。

①技術上の基準の整合が必要である。

- ・ 特定製造所は特定供給設備に移行
- ・ 導管調査（漏洩試験）の周期について
- ・ ガス漏れ警報器の設置義務について など、その他多数

②事故の扱いについて

供給不良等により、ガスの供給を中止した場合には、事故扱いとならないのか。

5. 【論点4】消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制のあり方

消費機器の調査、周知頻度につき、可能な限りガス事業法と液化石油ガス法との整合化を図るべきではないか。仮に整合化を図る場合は、厳しい側と厳しくない側のどちらに整合化するのが適当か。また、内容に応じて整合化することでよいか。

【名古屋大学 梅村委員】

- 消費機器の調査については、大まかな期間は、根拠を持って設定されているのは理解できませんが、若干の違いが生じた根拠がわかりません。特別な理由がなければ、整合化しておいた方が何かと都合が良いのではないのでしょうか。厳しいか、厳しくないかは、対応積算数で考えて、事業者能力との関係で判断される言葉と理解しています。
- 不在処理については、訪問の仕方により、保安上の効果に違いが生じる可能性がありますので、液化石油ガス法で規定されていない理由が気になります。実態をつかんで検討した方がよいように思います。

【主婦連合会 大河内委員】

- 家庭の保安について、両法の整合化を図るのであれば、ガス事故が多い分野においては厳しい側に整合化すべきです。
- 資料の消費機器の調査業務について、P18にある調査実施者のガス事業法では「調査員の資格要件等はなし」となっています。もし消費機器の調査業務が委託制度となるのであれば、液石法と同様の資格制度を設けて調査能力水準の維持と、点検商法による詐欺被害防止を図るべきだと思います。

【(一社)日本ガス協会 富田委員】

- 都市ガス自身もCOを含まないガスになってきており、比重は違うが同じ可燃性ガスと言うことであれば、「(都市ガスとLPガスとで)消費機器に係る法的な義務は同じでよい」という考え方は自然かと思うが、これについても消費機器に係る都市ガスの事故率、LPガスの事故率を比較して、どちらに寄せた方がよいかを議論すべきではないかと思う。

【中央大学 宮村委員】

- 不在処理等について実態を踏まえて議論をする必要がある。消費者についても責任意識が必要である。バランスが重要であり、過度に小売り業者に責任を持たせることについては、モラルハザードの視点から、善良な消費者にとってコスト増等のデメリットあり、問題があると考えます。

【高圧ガス保安協会 安田委員】

- 第3者が見ても保安レベルが下がっていないと納得できる、検査、調査実態を反映する整合化とする。

【(一社)日本コミュニティーガス協会 和田委員】

- 基本的に厳しい側に整合する形がよい。

①消費機器の調査項目

液石法の調査項目の方が厳しくなっているため、事故防止に効果がある。

参考) 液石法 消費設備の調査の方法 第37条

②定期調査の周期

液石法は4年に1回、ガス事業法は40ヶ月だが、4年に1回の方が管理しやすい。

参考) 液石法 消費設備の調査の方法 規則第37条

ガス事業法 調査義務 法40条の2、規則107条、108条

③周知の周期

液石法に整合化 2年に1回以上

※特定の消費機器を使用している場合には1年に1回以上

参考) 液石法 周知の方法 規則第38条

ガス事業法 周知義務 法40条の2、規則106条

④調査員の資格

液石法のように資格を有しているものに実施させる。液石法では、液化石油ガス設備士、販売主任者等を保有している者等が定められているが、ガス事業法では特に定めがない。

参考) 液石法 消費設備の調査の方法 第37条4